

《土門拳撮影の写真を使用したい場合の手続きについて》

1. 土門拳記念館宛に「作品使用許可申請書」を提出して下さい。
2. 提出はメール・FAXで結構です。（印鑑等も必要ありません）
3. 文書の宛先は 公益財団法人土門拳記念館 館長 池田真魚（いけだ まお）です。
4. 使用目的を明記して下さい。
（案の段階でかまいませんので、できるだけ詳しく何にどのように使いたいか）
5. 使用作品を明記して下さい。
（例：〇〇出版の何の写真集のNo.〇〇、作品名。あれば、図柄のコピーを添付）
6. プリント等の借用を希望するかどうか、あるいは何かから複写したいのかを明記して下さい。借用希望の場合、特に早めにご連絡願います。また、借用予定希望期間（いつからいつまで借りたいか／データが必要な日～データの使用が終わり、削除する日）、データでの提供の場合は、サイズ・解像度・保存形式等、ご希望がありましたらご記入ください。（ご希望に添えない場合もあります）
7. 貸出用に新たにプリントする場合は、プリント実費をご負担いただくことがあります。その場合でも、使用が済みしだいプリントは土門拳記念館に返却していただきます。
8. 土門拳作品を使用し制作したパネル等の成果物は、使用後は土門拳記念館にご提供いただきます。
9. 使用については、「撮影 土門拳」（又はそれに代わるもの）を明記することが必須条件となります。

※この申請を受理すると、当館を通じて、土門拳の著作権者に申請を出します。許可されれば、許可書をお送りいたします。そのなかで、通常は使用料の話し合いがもたれ、決定した金額で請求書を発行いたします。

※作品使用許可書および請求書は、作品使用許可申請書に記載の住所、会社名宛に発行・送付いたします。申請書記載の住所・会社名以外の宛名・送付先の希望がある場合には、事前にお知らせください。

※テレビ番組の再放送等、作品を再度使用する場合には別途使用料が発生します。再使用の予定がある場合には、申請時にお知らせください。

※プリント・ポジ等をお送りする場合は、宅配便（ヤマト）着払扱いとなります。不都合な場合、事前にご連絡ください。

※被写体の管理、所有権、肖像権等について、必要な場合は申請者の側で事前にお手続きください。

【ご連絡・お問合せ先】

公益財団法人 土門拳記念館

〒998-0055 山形県酒田市飯森山2-13

電話・FAX：0234-31-0028